

身体拘束最小化のための指針

**宇陀市立病院
令和 6 年 11 月**

目 次

Ⅰ. 身体拘束最小化に関する基本的な考え方

2. 基本方針

(1)身体拘束の原則禁止

(2)緊急やむを得ず身体拘束を行う場合

(3)身体拘束禁止に取り組む姿勢

(4)身体拘束最小化のための体制

(5)身体拘束最小化のための研修

(6)この指針の閲覧について

身体拘束最小化のための指針

宇陀市立病院

I. 身体拘束最小化に関する基本的な考え方

身体拘束は患者の自由を制限することであり、尊厳ある生活を阻むものです。当院では患者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、従業員一人ひとりが拘束による身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた、意識を持ち、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束をしない医療・看護の提供に努めます。

2. 基本方針

(1)身体拘束の原則禁止

当院は、患者または他の患者等の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き身体拘束の実施を禁止する。

この指針でいう身体拘束は、抑制帯等患者の身体又は衣服に触れる何らかの用具を使用して一時的に当該患者の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限をいう。

(2)緊急やむを得ず身体拘束を行う場合

①緊急やむを得ず身体拘束を行う要件

患者または他の患者等の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、次の「3要件」をすべて満たした場合に限り、必要最低限の身体拘束を行うことができる。

「切迫性」：患者本人または他の患者の生命または身体が危険にさらされる可能性があり緊急性が著しく高いこと。

「非代替性」：身体拘束を行う以外に切迫性を除く方法がないこと。

「一時性」：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

②緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の説明と同意

上記「3要件」については、医師・看護師を含む多職種で検討し、医師が指示し、患者・家族等への説明と同意を得て行うことを原則とする。

③身体拘束をおこなう場合は、当院の「身体抑制マニュアル」に準ずる。

(3)身体拘束禁止に取り組む姿勢

当院においては、原則として身体拘束及びその行動制限を禁止します。

身体拘束その他入院患者の行動を制限する行為にあたるものとして、厚生労働省が「身体的拘束ゼロへの手引き」の中であげている具体的な行為を以下に示します。

- ①徘徊しないように、車いすや椅子・ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢を紐等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないよう手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車いす・椅子からずり落ちたり、立ち上がったりしないように、腰ベルト、車いすテーブルを付ける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧脱衣やオムツ外しを制限する為に、つなぎ服を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐ他に、ベッド等に体幹や四肢を紐等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせる為に、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。

(4)身体拘束最小化のための体制

院内に身体拘束最小化対策に係る身体拘束最小化チーム（以下「チーム」という。）を設置する。

①設置目的

1. 院内での身体拘束廃止に向けて現状把握及び改善についての検討をします。
2. 身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討をします。
3. 身体拘束を実施した場合の解除の検討をします。
4. 身体拘束廃止に関する職員全体への指導をします。

②チームの構成

チームは医師、看護師、薬剤師、栄養士、リハビリ職員、事務職員等の「別表Ⅰ」に掲げるメンバーをもって構成する。

(5)身体拘束最小化のための研修

医療に携わる全ての職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、定期的な教育研修（年1回）を実施する。

(6)この指針の閲覧について

当院での身体拘束最小化のための指針は、求めに応じていつでも院内にて閲覧できるようにすると共に、当院のホームページにも公表し、いつでも患者及び家族が自由に閲覧をできるようにします。

附 則

本指針は、令和6年11月1日から施行する。